

動植物検疫協議をめぐる状況

－ 1兆円目標の前倒しを目指して－

平成30年7月

農林水産省

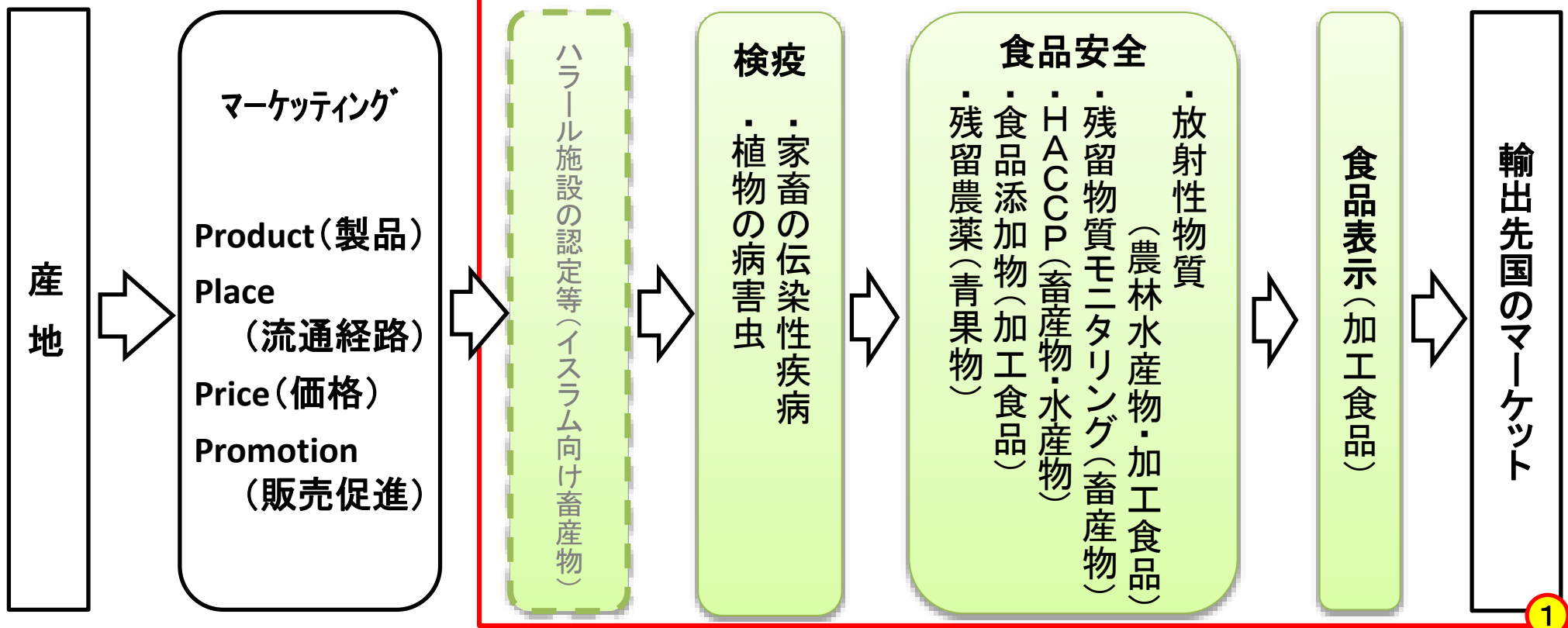
農産物・畜産物を輸出するために必要なこと

- 輸出促進のためには、動植物検疫上、産地等の意見を踏まえて、輸出できる国・品目を広げる必要。
- 一方、輸出を実現するためには、検疫だけでなく、食品安全（残留農薬（農産物）、HACCP・残留モニタリング（畜産物）など）、表示等の条件のクリアが必要。
- 加えて、マレーシアなどイスラム向け畜産物については、輸出先国ごとにハラールの施設認定等が必要。
例）ハラール施設認定に当たっては、①イスラム教徒によると殺、②と殺施設の100%のハラール処理（フルハラール）等が求められる場合がある。

＜輸出実現に必要な事項＞

輸出先国のマーケットに入るための条件(注)

(注)これらの政府が設定する条件のほかにGLOBALG. A. P. など民間ベースで設定する条件がある場合がある。



優先して対応すべき国・地域における動物検疫の状況

- 検疫協議は、輸出先国・地域の要請に応じて、輸出先国・地域が警戒する動物の伝染性疾病が侵入しないよう、動物の輸出条件(検疫条件)を設定すること。
- 検疫協議は、関税交渉と異なり、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、OIE(国際獣疫事務局)が定める国際基準に従った科学的なリスク評価の結果に基づくことが必要。

	国・地域	牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	4,830	608	972	1,019	2,251
	台湾	1,368	52	★	★	2,926
	中国	★	★	★	★	★
	韓国	☆	☆	☆	★	346
	タイ	993	★	×	×	364
	インドネシア	41	×	☆	☆	12
	フィリピン	122	★	☆	☆	3
	マカオ	484★(月齢制限撤廃)	162	★	★	179
	ベトナム	238	8	101	×	5,461
	ミャンマー	6	×	×	×	×
	シンガポール	1,350	135	☆	2	520
マレーシア	55	×	★	★	86	
北米	米国	3,038	★	★	★	226
	カナダ	207	×	×	×	179
太平洋州	豪州	0	×	×	×	53
	NZ	37	×	×	×	24
中南米	メキシコ	35	★	×	×	×
	ブラジル	0	×	×	×	×
	アルゼンチン	0	×	×	×	×
	ウルグアイ	★	×	×	×	×
中東	UAE	146	0(ドバイのみ)	★(加熱処理のみ)	☆	8
欧州	EU	1,300	★	★	★	★
その他	ロシア	28★(施設追加)	×	★	★	0

☆: 輸出先国・地域への解禁要請済

★: 検疫条件の協議中

出典: 財務省「2017年貿易統計」(単位: 百万円)

★: 輸出先国・地域において疾病のリスク評価を実施中

×: 「農林水産業の輸出力強化戦略」における重点対象国ではなく、協議未実施。

2018年7月2日現在

動物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

○ 動物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出拡大戦略及び産地の要望を踏まえ、輸出先国・地域への解禁要請をした後、輸出先国・地域において疾病のリスク評価がなされ、

検疫条件の協議を経て、行われる。

○ 検疫交渉の対象となる家畜伝染性疾病は、OIE(国際獣疫事務局)が定めており、輸出先国・地域で共通(主な疾病は、口蹄疫(牛、豚)、BSE(牛)、アフリカ豚コレラ・豚コレラ(豚)、高病原性鳥インフルエンザ(鶏))。

※ 日本は口蹄疫、BSE、アフリカ豚コレラ、豚コレラの清浄国。

○ 加工食品(ハム等)も、検疫協議の対象。

輸出解禁に向けた流れ (平成30年7月2日現在)

輸出先への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 鶏卵

等

動物検疫協議中

輸出先国・地域による
疾病リスク評価(※1)の実施中

- ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・タイ 豚肉
- ・台湾 鶏卵
- ・フィリピン 豚肉
- ・ウルグアイ 牛肉

等

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉 (施設追加)
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

等

輸出解禁済

(平成27年度以降の実績)

- ・豪州 牛肉
常温保存可能牛肉製品
- ・ミャンマー 牛肉
- ・ブラジル 牛肉
牛肉製品等(携帯品)
- ・タイ 牛肉
(貨物の第3国積み替え、30ヶ月齢制限撤廃)
- ・シンガポール 鶏卵等(携帯品)
- ・台湾 牛肉
- ・マレーシア 牛肉
- ・アルゼンチン 牛肉

等

約6年(平成15年以降に解禁された20カ国の平均)

※1:家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

優先して対応すべき国・地域における植物検疫の状況

- 植物検疫協議は、輸出先国・地域の要請に応じて、輸出先国・地域が警戒する植物の病害虫が侵入しないよう、植物検疫条件(検疫措置)を設定すること。
- 植物検疫協議は、関税交渉と異なり、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、IPPC(国際植物防疫条約)の枠組みの中で定められる国際基準に従った科学的なリスク評価の結果に基づくことが必要。

	国・地域	りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶
												(製茶)
アジア	台湾	7,820	154	343	337	1073	6	183	7	1,332	305	1367
	香港	2,458	177	526	1201	1697	125	1460	363	12	655	1211
	中国	133	×	0	×	×	×	×	×	×	97	253
	韓国	★	×	★	×	0	×	×	×	0	0	50
	タイ	223	17★(生産地域の追加)	15	23	36	202	37	8	3	56★(玄米の解禁)	324
	インドネシア	48	0	5	3	1	0	0	0	0	0	173
	シンガポール	64	39	5	21	87	0	89	12	269	273	1123
	マレーシア	21	5	14	15	12	4	2	0	8	46	277
	ベトナム	141★(条件緩和)	★	60	×	×	×	×	×	×	32(玄米は0)	146
	ブルネイ	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	米国	0★(条件緩和)	19★(条件緩和)	13★(条件緩和)	×	×	0	6	★	901	226	5,901
	カナダ	0◎	156	0◎	★	0	4	×	3	0	27	702
大洋州	豪州	0★(条件緩和)	0※1★(条件緩和)	0★(条件緩和)	×	0※2	0	★	×	×	145(玄米は0)	216
	NZ	0	4★(条件緩和)	×	×	×	×	×	×	×	5	14
中南米	メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	30
	チリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	5
	ペルー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1
	ブラジル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	11
その他	ロシア	2	0	0	0	0	0	0	0	0	31	14
	中東	5	1	3	2	5	0	1	8	0	23	36
	EU※3	0	16	0	0	0	0	0	0	3	280	2,286

★: 検疫協議を実施中 ★: 輸出先国において病害虫リスク評価を実施中、★: 検疫条件の協議中

◎: 携帯品として輸出が解禁されているが、統計はとられていない。

×: 現在輸出不可

※1: 豪州向けかんきつ類は、豪州における国内手続きが終了後、輸出可能。

※2: 豪州向けぶどうは、産地の要望に基づく輸出先国の現地査察が終了後、輸出可能。

※3: EU向け黒松盆栽は輸出不可であり、現在輸出先国において病害虫リスク評価を実施中(★)。

出典: 財務省「2017年貿易統計」(単位: 百万円)

2018年7月2日現在

植物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 植物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び産地等の意見を踏まえつつ、輸出先国・地域へ解禁要請をした後、輸出先国・地域において病害虫のリスク評価がなされ、植物検疫条件の協議を経て、行われる。
- 植物の病害虫は、①国・地域や、②植物の種類によって異なる。
このため、植物の輸入解禁に伴い新たに侵入するおそれのある病害虫を輸出先国・地域が特定(リスク評価)し、双方合意の上、それらの病害虫が侵入しないような植物検疫条件(検疫措置)を設定するプロセスが必要となる。
- 我が国の産地は、品質の低下の懸念等から低温処理やくん蒸といった効果が高い措置を好まないため、発生調査、園地・選果管理、輸出検査等を組み合わせた措置により輸出先国・地域と協議。
- 病害虫が付着するおそれのない加工食品(ジュース、ゼリー等)は植物検疫の対象外。

輸出解禁に向けた流れ (平成30年7月2日現在)

輸出先への解禁要請

- ・米国 ウリ科
 - ・ベトナム りんご
- (袋かけの代替措置の設定)

植物検疫協議中

輸出先国・地域による 病害虫リスク評価※の実施中

- ・米国 なし(全ての都道府県の解禁)
 - ・カナダ もも
 - ・EU 黒松盆栽(錦松盆栽を含む)
 - ・韓国 りんご・なし
 - ・タイ 玄米
 - ・ベトナム かんきつ類
 - ・ペルー なし(携帯品)
- 等

検疫条件の協議中

- ・米国 りんご(輸出前臭化メチルクん蒸の廃止)
- ・タイ かんきつ類(生産地域の追加)
- ・豪州 りんご・なし
(臭化メチルクん蒸等に代わる検疫措置の追加等)
- いちご
- ・NZ かんきつ類(全品種解禁等)
- ・ペルー いちご(携帯品)

(このほか、タイについては、暫定的な輸出が認められている生果実の植物検疫条件について協議中)

等

輸出解禁済

(平成27年度以降の実績)

- ・中国 精米(精米工場及びくん蒸倉庫の追加)
- ・米国 かき(柿)
うんしゅうみかん
(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加)
- ・EU かんきつ類(栽培地検査の撤廃)
- ・ベトナム りんご、なし、玄米
- ・タイ かんきつ類(三重県内生産地域の追加拡大)
- ・豪州 玄米
かき(柿)
(臭化メチルクん蒸に代わる検疫措置による解禁)
- ・カナダ なし(全ての都道府県の解禁(携帯品含む))
りんご
(「ふじ」を含む全品種の解禁(携帯品含む)
・袋かけ又は臭化メチルクん蒸に代わる検疫措置の追加)
- ・ペルー 精米、玄米、豆類等(携帯品)

約9年(従来の取組により解禁された5カ国の平均)

※ 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定
農林水産省 消費・安全局 / Food Safety and Consumers Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

動植物検疫条件違反の影響と対応

○ ある産地からの輸出品について、輸出先国・地域の検査により検疫条件違反が発見された場合、日本全体の輸出が停止することもあり、産地による検疫条件の遵守が必要かつ重要。

例) 台湾への青果物輸出の場合、台湾側の輸入検疫時の病虫害確認2回で、当該輸出年度は日本全体がストップ。

○ 家畜疾病の発生に伴う貿易の混乱を避けるため、米国・EUと、家畜疾病が発生しても輸入停止地域を発生地域に相互に限定する動物検疫システムの相互認証に向けた協議を実施。

例) H22年に宮崎県での口蹄疫が発生した際には、米国向けの牛肉輸出は2年4か月間ストップ。

台湾向け輸出における検疫条件違反の影響

1年で1回目の発見

1年で2回目の発見

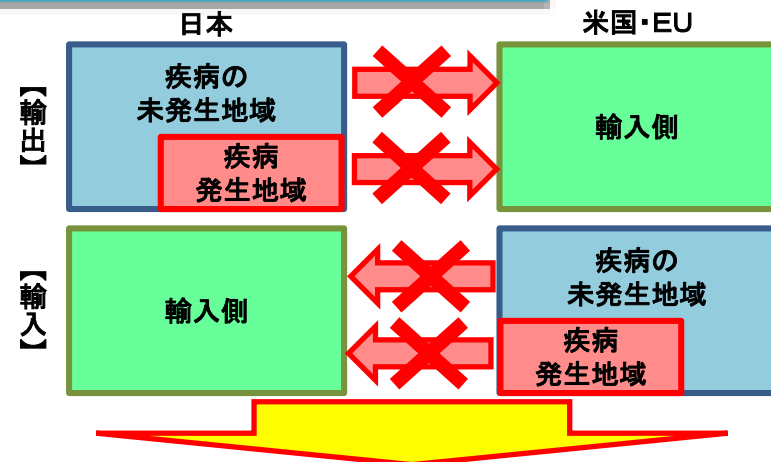


※ 改善措置を台湾に提出し、承認されれば暫定輸出禁止措置が解除される。

家畜疾病のシステム相互認証

【現状】

家畜疾病が発生した場合、畜産物輸出は即時全面ストップ。



【システム相互認証後】

万が一、国内で家畜疾病が発生した場合でも、我が国からの畜産物輸出の全面ストップを回避。

